



2012年6月18日 第2012-34号

【発行】J A M

【発行責任者】宮本 礼一

【編集】産業政策グループ

03-3451-2425

E-MAIL : seisaku.seiji@jam-union.jp

電力料金減免の可能性！今すぐ申請手続きを

再生可能エネルギーの全量買取が7月よりスタートします。買取が始まるのと合わせて、賦課金の負担としてサーチャージが電力料金に加算されることとなっています。最大で1kWあたり0.4円程度が予定されています。

このサーチャージについては、産業にとって大きな負担となることから、電力を主な原価とする多消費産業に対して、**8割の減免措置**が実施されることとなりました。

減免を受けるためには、手続きとして、書類をもって申請して認定を受ける必要があります。

申請期限は、6月29日です。 期限を過ぎると今年度分の減免は受けられなくなります。(24年度分のみ。25年度分は、11月末日までに申請する)

申請要件は、製造業の場合 売上当たりの電力消費量が、5.6kWh/1000円(原単位)以上である事。 年間の使用電力量が100万kWh以上である事。の2つです。

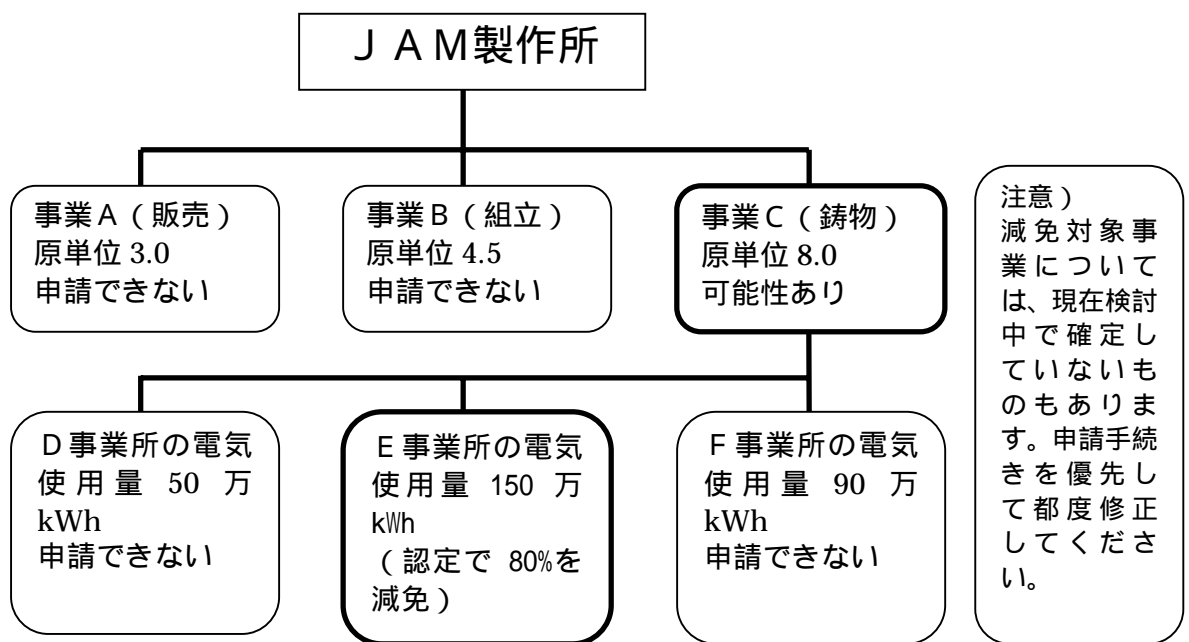
いずれも、事業所単位で計算し申請します。申請は、事業者ごとになります。

24年度は、平成23年12月31日までに締めた直近の会計年度の売上高および電力の使用量の実績を基に申請することとなっています。(申請は、年度ごとに必要になります。)

****対象事業のイメージ****

事業所内に複数の事業が混在している場合は、条件により認定されない場合があります。

想定される業種は、銑鉄鋳物、電炉、ソーダ、熱処理等です。申請には、事業者ごとに識別が必要です。



注意) 減免対象事業については、現在検討中で確定していないものもあります。申請手続きを優先して都度修正してください。

問い合わせ先：地域の経済産業局へ
<http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/kaitori/dl/madoguchi.pdf>